

# 認定こども園 中央マドカ幼稚園

## 園則(運営規程)及び重要事項説明書

### (施設の目的)

第1条 学校法人湘南やまゆり学園 認定こども園 中央マドカ幼稚園(以下「当園」という。)は、幼稚園として学校教育法第22条及び第23条に基づき幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)(以下、「認定こども園法」という。)第3条の認定を受けた幼稚園型認定こども園として、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育ての支援の総合的な提供を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 多くのことを吸収できる幼児期を人生の基礎作りの大変重要な時期として捉え、「五感への刺激」を様々な観点から考えた活動内容を取り入れる。又、「集中と発散」を交互に行うカリキュラム構成を考え、この年代として十分に成長できる環境の中で子ども達を育む。又、異年齢交流も視野に入れて一日の時間を有効に活用する。「一日一日の積み重ねを大切に年輪教育」を目指す。

### (名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 幼稚園 中央マドカ幼稚園
- (2) 名称 認定こども園 認定こども園 中央マドカ幼稚園
- (3) 所在地 伊勢原市高森 446-1

### (入園資格)

第4条 当園に入園することができる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもとする。

### (保育年限)

第5条 当園の保育年限は1年、2年及び3年とする。

### (提供する教育・保育の内容)

第6条 当園は、教育基本法、学校教育法、認定こども園法、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)(以下「支援法」という。)、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領(平成29年告示)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年告示)、保育所保育指針(平成29年告示)に沿って幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

### (子育て支援)

第7条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便り等を通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

- 2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。
  - (1) 子育て相談事業
  - (2) 未就園児教室
  - (3) 園庭開放

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第8条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。  
尚、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 施設長(園長) 1名  
園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
- (2) 副園長 1名  
園長の命を受けて園務を司る。
- (3) 主幹教諭 1名  
担当教諭とともに、子育て支援を立案実施する。教諭の指導管理を行う。
- (4) 教諭 10名  
教諭は教育課程及び保育課程に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
- (5) 事務職員 2名  
園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。
- (6) バス運転職員 3名  
安全に園児のバス送迎を行う。バスの始終業点検を始めコース確認等安全に送迎できる体制を作る。
- (7) 特別教育専任職員 5名  
体育講師、音楽講師、英語講師、剣道講師、読み書き指導講師が、園児に専門分野の教育を行う。
- (8) 教育・保育補助員 2名  
各学年のフリーとして保育補助をする。
- (9) 栄養士・調理師 1名  
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。

(10) 園医(内科) 1名

園医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(11) 園医(歯科) 1名

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(12) 園薬剤師 1名

園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。

### (学年及び学期)

第9条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

### (教育・保育の提供を行う日)

第10条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌1月1日から1月3日を除く。

2 支援法第19条第1号の子ども(以下「1号子ども」という。)への教育・保育の提供については、前項の規定に関わらず、次の休業日を加える。

(1) 土曜日

(2) 夏季休業 7月21日から8月31日

(3) 冬季休業 12月20日から1月7日

(4) 学年末休業 3月21日から3月31日

(5) 学年始休業 4月1日から4月6日

(6) その他園長が必要と認めた日

### (教育・保育を提供する時間)

第11条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金 午前9時30分から午後1時30分までとする。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時30分から午後6時30分までとする。

土 午前7時30分から午後6時30分までとする。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間(8時間)以外の時間帯において、やむを得ない事情が生じ保育が必要となった場合は、当園が定める開所時間内において延長保育を提供する。ただし、別途費用が発生する。

(4) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時30分から午後6時30分までとする。

土 午前7時30分から午後6時30分までとする。

### (実費徴収費用等)

第12条 伊勢原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月伊勢原市条例第17号)第13条第3項の規定により、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用について、教育・保育給付認定保護者から費用を徴収するものとする。

2 前項に定めるもののほか、同条例第13条第4項の規定により、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜に要する費用については、教育・保育給付認定保護者から実費を徴収するものとする。

3 入園に関する費用として、別表3に掲げる費用を徴収する。

4 後援会に関する費用として、別表4に掲げる費用を徴収する。

5 給食費に関しては、月内一日も利用が無い場合は、前月までの申し出により費用が免除となる。

ただし4月・8月・1月・3月は対象外とする。

バス代に関しても、月内一日も利用が無い場合は、前月までの申し出により費用が免除となる。

ただし、8月は対象外とする。又、バスの利用停止後は、当該月を含め最低2ヶ月間乗車不可とする。

この間にやむを得ずバスの利用を再開する場合は、前月までに申し出し、停止期間中のバス代を後日支払うものとする。

### (利用定員)

第13条 本園の園児の収容定員は220名とし、10学級とする。

2 本園の利用定員は、子ども子育て支援法第19条第1項第1号の子ども202名、同項第2号の子ども18名とする。

### (入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

第14条 当園は、市区町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号子どもから当園の利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合。
- (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合。
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合。
- (4) 当園の教育保育内容や運営方針等に従わず、入園後の他保護者への悪影響が懸念されるような場合等、園長が不適切と判断した場合。
- (5) 当園の職員の配置状況等の理由で、入園後安全にお預かりすることができないと判断した場合。
- 2 1号子どもについて、利用定員を越える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。ただし、以下の優先該当者に於いても全て検定を行い、合格した者が入園となる。又、同優先条件における希望者が多数の場合は、受入れ可能人数により抽選となる場合もある。
  - (1) 満3歳児教室(当園ハッピー教室)に在籍している者は、選考を優先とし、検定により入園を決定する。
  - (2) 兄弟が卒園又は在園している者は、前号の次に選考を優先とし、検定により入園を決定する。
  - (3) プレ教室(当園バンド教室)に在籍している者は、前号の次に選考を優先とし、検定により入園を決定する。
  - (4) その他の者は、検定により入園を決定する。
- 3 支援法第19条第1項第2号の子ども(以下「2号子ども」という。)については、支援法第42条の規定により、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、第13条1項の事項を鑑みこれに応じる。
- 4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園又は休園しようとする場合は、教育・保育給付認定保護者が理由を記した退園願もしくは休園願を園長に届け出るものとする。
- 6 当園の利用において次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
  - (1) 公的な手続き或いは提出すべき書類等を怠るなど諸々の理由により、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
  - (2) 当園の教育保育内容や運営方針に従わずに園の運営が滞る状態を生じさせたり、職員への過剰な苦情で園運営に支障をきたしたり、又、他保護者への悪影響が懸念される事態が実際に起きた場合。
  - (3) 実費徴収費用等を2ヶ月滞納した場合。
  - (4) 本園の開所時間外の延長預かりの利用は本園職員の勤務時間体系への著しい侵害となる為、その様な事態が度重なった場合。又、その事態の発生の都度、正規延長料金の他に別途延長料金を徴収するが、その支払いがあることで保育・教育の提供の終了を免れることは出来ない。  
また、2号子どもについても上記の通り、本園職員の勤務時間体系が侵害された場合、子どもを見守る職員の生活を脅かすものとなるので、次項第3号に照らし市区町村と協議し利用継続が不可能となる場合がある。
- 7 当園の利用2号子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。
  - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市区町村が利用を取り消したとき。
  - (2) 教育・保育給付認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。
  - (3) 市区町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

### (成績の評価)

第15条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

### (修了)

第16条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

### (ほう賞)

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これをほう賞する。

### (緊急時等における対応方法)

- 第18条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家庭等に連絡をするとともに、近隣の医療機関及び園医に相談する等の措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。  
尚、事故が重大な場合は、必要に応じて市子ども育成課に連絡する。
  - 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### (非常災害対策)

第19条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防災管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎年3回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。  
尚、全園児及び職員数の食糧・水を常時備蓄しておく。

### (虐待の防止のための措置)

- 第20条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備。
  - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止。
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置。
  - 2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は保護者等による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止に関する法律の規定に従い、市子ども相談室・児童相談所等適切な機関に通告する。

### (苦情対応)

- 第21条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。又、必要に応じて保護者等に対して公表する場合がある。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。
  - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

### (安全対策と事故防止)

- 第22条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための対策を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
  - 3 当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。  
※重篤なアレルギーの場合は、弁当持参とする。
  - 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
  - 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が著しく長期間に渡る負傷や疾病を伴う重篤な事故については、市子ども育成課にも報告する。
  - 6 幼稚園で怪我をした場合で、医師の治療が必要と判断した場合は、基本的に園の掛かりつけの医療機関に連れて行く措置をとる。又、医療費に関しては保護者の健康保険を使用し、実費については園が負担をする。尚、治療の経緯につき通院が必要な場合は、保護者が通院の同伴をする。

### (健康管理・衛生管理)

- 第23条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて実施する。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生・まん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

### (保護者に対する支援)

- 第24条 当園は、当園の体制の中で受入れ可能と判断した障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。ただし、保護者は必要に応じて障害や発達の専門機関に赴き、子どもの発育状態を十分に把握するとともに、園と情報を共有し、相互理解ができるよう努める。
- 2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもが健康な生活を維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

### (業務の質の評価)

- 第25条 当園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。
- 2 教諭及び認定こども園の自己評価については、これを行う。

### (秘密の保持)

- 第26条 当園は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。但し、教育・保育において小学校等他機関との連携が生じた際は必要となる情報を提供する場合がある。
- 2 子育て支援事業を利用した子ども及びその家庭の秘密を保持する。
  - 3 連携施設を利用する子ども及びその家庭の秘密を保持する。
  - 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

### (記録の整備)

- 第27条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間、保持するものとする。
- |                               |  |
|-------------------------------|--|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画          | 5年間保存  |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録          | 5年間保存  |
| (3) 市町村への通知に係る記録              | 5年間保存  |
| (4) 苦情の内容等の記録                 | 5年間保存  |
| (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録 | 5年間保存  |
| (6) 幼児指導要録                    | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存<br>(学籍に関する記録については20年間保存) |

### 附則

この園則(運営規程・重要事項)は令和6年4月1日から施行する。